第一項の表四〇の項を次のように改める。

40	削除

第一項の表五一の項を次のように改める。

51	削除

三十　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六の項を次のように改める。

6	削除

第一項の表一〇の項を次のように改める。

10	削除

第一項の表四七の項を次のように改める。

47	削除

第一項の表七二の項を次のように改める。

72	削除

第一項の表九七の項を次のように改める。

97	削除

第一項の表一八九の項を次のように改める。

189	削除

第一項の表二一二の項を次のように改める。

212	削除

三十一　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二〇の項を次のように改める。

20	削除

第一項の表九六の項から一二六の項までを次のように改める。

96	削除
97	削除
98	削除
99	削除
100	削除
101	削除
102	削除
103	削除
104	削除
105	削除
106	削除
107	削除
108	削除
109	削除
110	削除
111	削除
112	削除
113	削除
114	削除
115	削除
116	削除
117	削除
118	削除
119	削除
120	削除
121	削除
122	削除
123	削除
124	削除
125	削除
126	削除

第一項の表一七一の項を次のように改める。

171	削除

第一項の表二六八の項を次のように改める。

268	削除